注17―２　会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第３項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。 ①　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ②　収益を理解するための基礎となる情報 ③　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 なお、①から③までに掲げる事項が注２の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。	（新設）
注18　注１から注17―２までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。	注18　注１から注17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。
様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係） （略） （削る） 記載要領 １～７　（略） （削る）	様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係） （略） 注　工事進行基準による完成工事高 記載要領 １～７　（略） ８　注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の１を超える場合に記載すること。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にそれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。